

インターネット上の誹謗中傷、差別等による人権侵害の防止に関する条例に基づく削除措置の要請及び指導又は助言の実施に関する指針

1 目的等

この指針は、インターネット上の誹謗中傷、差別等による人権侵害の防止に関する条例（令和7年兵庫県条例第44号。以下「条例」という。）第11条に基づく基準として、第9条に規定する削除措置の要請及び第10条に規定する指導又は助言に関して必要な事項を定め、もって適正な条例の施行に資することを目的とする。

なお、削除措置の要請及び指導又は助言に当たっては、表現の自由等に配慮しつつ、適正かつ慎重に行うものとする。

2 削除措置の要請（条例第9条）

（削除措置の要請）

第9条 知事は、次に掲げる場合には、特定電気通信役務提供者に対し、削除措置を講ずるよう要請することができる。

- (1) 特定個人若しくは集団又は県内の特定の地域に関する人権侵害情報が特定電気通信により流通していることが明らかであり、その流通によって自己の権利を侵害されたとする者からの申出があった場合（当該者が特定電気通信役務提供者に対し、削除措置を講ずるよう申出を行ってもなお当該申出に係る削除措置が講じられていない場合に限る。）
- (2) 前条第1項の措置により集団又は県内の特定の地域に関する人権侵害情報が特定電気通信により流通していることを把握した場合

(1) 「特定電気通信役務提供者に対し、削除措置を講ずるよう要請することができる」について

ア 「特定電気通信役務提供者」とは、ウェブホスティングを行う者やソーシャルネットワーキングサービスの運営者、電子掲示板の管理者など、インターネットにおいてウェブページ、ソーシャルネットワーキングサービス、電子掲示板等の不特定の者により受信されることを目的とするような電気通信の送信（以下「特定電気通信」という。）の用に供される電気通信設備を用いて他人の通信を媒介している者等をいう（特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（平成13年法律第137号。以下「法」という。）第2条第4号の特定電気通信役務提供者に同じ。）。

なお、特定の者により受信されることを目的とする電子メール等の1対1の通信は、「特定電気通信」には含まれない。また、多数の者に宛てて同時に送信される形態での電子メールの送信も、1対1の通信が多数集合したものにすぎず、「特定電気通信」には含まれない。

イ 「削除措置を講ずるよう要請する」とは、特定電気通信役務提供者に対し、特定電気通信により流通する「不当な差別が含まれる人権侵害情報を削除する措置」を講ずるよう要請することをいい、「削除する措置」とは、特定電気通信の用に供される電気通信設備の記録媒体に記録され、又はその送信装置に入力された後に、不特定の者からの求めにより自動的に行われる送信を防止するための措置をいう。

ウ 特定電気通信役務提供者の削除措置に係る受付窓口、フォーム、連絡先等が不明であるなど技術的に要請ができないときは、削除措置の要請を行わない。

(2) 「特定個人若しくは集団」について

ア 「特定個人」とは、県内に居住する者をいふほか、県外から県内に通勤又は通学する者も含む。

イ 「集団」とは、おおむね半数以上が特定個人である集団をいう。

(3) 「人権侵害情報」について

ア 人権侵害情報とは、誹謗中傷、通常他人に知られたくない個人に関する情報であって、特定の個人を

識別することができると認められるもの又は人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病、性的指向（性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和5年法律第68号）第2条第1項に規定する性的指向をいう。）、ジェンダー・アイデンティティ（同条第2項に規定するジェンダー・アイデンティティをいう。）その他の属性（以下「人種等の属性」という。）を理由とした不当な差別的取扱いをすることを助長し、若しくは誘発すると認められる言動又は侮辱を含む情報その他の情報であって、当該情報が流通することで他人の権利を侵害すると認められるものをいう。

イ 不当な差別が含まれる人権侵害情報

本条の対象となる不当な差別が含まれる人権侵害情報とは、具体的には次の(ア)から(イ)までに掲げるような人格権を侵害するものである。

(ア) 名誉を毀損する情報

人種等の属性を理由としてなされる特定の個人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価を低下させる事実の摘示や意見・論評の表明。

ただし、その情報が公共の利害に関する事実であり、専ら公益を図る目的で掲示された事実がその重要な部分について真実であること又は発信者が真実と信ずる相当の理由があるとき、さらに、意見・論評の表明にあってはこれらに加えて人身攻撃に及ぶなどの意見・論評の域を逸脱したものでないときは、不法行為が成立しないことに留意する必要がある。

(イ) 名誉感情を侵害する情報

人種等の属性を理由としてなされる特定の個人に対する社会通念上許される限度を超えると認められる侮辱性の強い情報であり、特定の個人に対する賤称語や蔑称を用いた表現や特定の個人の存在を否定するものも含まれる。

(ウ) プライバシーを侵害する情報

不当な差別的取扱いを助長し、又は誘発するような特定の個人が公にしていない人種、民族、障害、疾病、いわゆる同和地区（以下単に「同和地区」という。）の出身であること、性的指向、ジェンダー・アイデンティティ等特定の個人に係る人種等の属性を識別することを可能とする情報（特定の個人が公にしている情報であっても、その内容により、名誉感情の侵害や私生活の平穏の侵害に当たるものはこれに含まれる）。

また、特定の地区が同和地区である、又はあったとする情報の掲示については、特定の個人の住所等と照らし合わせることにより同和地区の居住者や出身者であるか否かを容易に特定することができ、不当な差別的取扱いを助長・誘発するものと認められ、プライバシーの侵害にあたる。なお、当該情報の掲示が学術研究等の目的であったとしても、公開の態様や文脈等から、権利侵害のおそれが極めて低いといえる場合でない限り、プライバシーの侵害にあたる。

(エ) 私生活の平穏を侵害する情報

人種等の属性を理由として、特定の個人の生命、身体、財産等に危害を加えるといった言動等、社会通念上受容すべき限度を超えた精神的苦痛を生じさせるもの。

ウ 集団に関するものについては集団の規模、構成員の特定の程度等により当該集団に属する特定の個人の権利の侵害を認識できる規模のもの、県内の特定の地域に関するものについては県内の特定の地域の居住者や出身者など特定の個人に対する権利の侵害を認識できる規模の地域であれば、削除措置を講ずるよう要請を行うことができるものとする。

(4) 「その流通によって自己の権利を侵害されたとする者からの申出があった場合（当該者が特定電気通信

役務提供者に対し、削除措置を講ずるよう申出を行ってもなお当該申出に係る削除措置が講じられない場合に限る。)」について

自己の権利を侵害されたとする者自身が特定電気通信役務提供者に対し、(1)の削除措置を講ずるよう申出を行っても当該措置が講じられず、自力救済が困難であることをもって、県に対応を求める場合をいう。ここで「権利を侵害されたとする」と規定しているのは、申出の段階では、権利侵害の有無が不明であるためである。

なお、代理人からの申出の場合は、委任状の提出を必要とする。また、自己の権利を侵害されたとする者本人による申出が困難である場合は、本人の意思に基づく家族等からの申出についても柔軟に対応することとする。

(5) 「前条第1項の規定により集団又は県内の特定の地域に関する人権侵害情報が特定電気通信により流通していることを把握した場合」について

県内の特定の地区が同和地区である、又はあったとする情報の摘示に関して、インターネットモニタリングで把握した場合、関係機関からの情報提供があった場合等が想定される。

3 指導又は助言（条例第10条）

（指導又は助言）

第10条 知事は、前条の規定による要請を行ってもなお削除措置が講じられていない場合で、人権侵害行為を行った者が明らかであり、必要があると認めるときは、当該者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

2 知事は、前項の規定による指導又は助言を行おうとするときは、あらかじめ、当該人権侵害行為を行った者に対し、意見を述べる機会を与えるものとする。

(1) 「前条の規定による要請を行ってもなお削除措置が講じられていない場合」について

特定電気通信役務提供者に削除措置を講ずるよう要請を行った後、おおむね1週間を経過しても、削除措置が講じられていない場合をいう。

(2) 「人権侵害行為を行った者が明らか」について

ア 「人権侵害行為を行った者」とは、特定電気通信により不当な差別を含む人権侵害情報を流通させた者をいう。

イ 「明らか」とは、人権侵害行為を行った者の氏名や住所等が判明している場合のほか、氏名や住所等は不明であるものの、プラットフォーム上のダイレクトメッセージなど不特定の者に視認されない方法により人権侵害行為を行った者に対して直接連絡をとることができる場合をいう。

(3) 「必要があると認めるとき」について

不当な差別的言動に係る人権侵害情報の内容、被害の状況等に鑑み、指導又は助言を行うことが必要であると認められるときをいう。

(4) 「指導又は助言」について

ア 「指導」とは、人権侵害行為を行った者に対し、当該者が発信している情報が不当な差別を含む人権侵害情報であるとして指導し、反省を促し、当該人権侵害情報を流通させないよう対応（当該情報の削除等）することを求めるものをいう。

イ 「助言」とは、人権侵害行為を行った者に対し、当該者が発信している情報の問題点を指摘し、不当な差別を含む人権侵害情報を流通させないよう対応（当該情報の削除等）することを促すものをいう。

ウ 指導又は助言のどちらを実施にするかについては、不当な差別的言動に係る侵害情報の内容等に応じ

て判断するものとする。

(5) 「当該人権侵害行為を行った者に対し、意見を述べる機会を与えるものとする」について

指導又は助言を行う前に、当該人権侵害行為を行った者に対し、弁明の機会を与え、聴取した内容を踏まえて、指導又は助言の必要性等を判断することをいう。

附 則

この指針は、令和8年1月1日から施行する。